

一人で悩まず、まずはご相談ください。

# 生活や仕事にお困りの方への 支援制度があります

生活困窮者自立支援制度では、生活にお困りの方の相談を受け、一人ひとりの状況に合わせて、働くための支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など、さまざまな支援を提供しています。



## 仕事の悩み

なかなか仕事が見つからず  
働けなくて…



## くらしの悩み

家族がひきこもってしまい  
今後どうしたら  
いいのか相談したい

## 住まいの悩み

収入が少なくなって  
家賃が払えない



## 家計の悩み

生活が苦しいので  
家計を見直したい



## 相談支援員にご相談ください

相談支援員が、一人ひとりの状況に合わせて  
様々な支援を行います。  
あたらしい一歩にむけて、一緒に解決の道を探します。

次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

ご相談の申込は、相談申込フォーム・窓口・お電話のいずれでもお受けいたします。

**ご相談窓口** **くらしサポートセンター あすてっぷ茨木**

茨木市役所 南館2階 15番窓口へ(福祉部 地域福祉課内)

住 所: 茨木市駅前三丁目8-13

相談時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始除く)

**申込フォーム** 右記の二次元コードを読み込み相談申込フォームよりご相談ください。

**お電話** **くらしサポートダイヤル 072-655-2752**

予約優先

相談無料  
秘密厳守



相談申込フォーム  
二次元コード

# くらしサポートセンター あすてっぴ茨木の事業メニュー

仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。  
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

## 自立に向けた相談支援 【自立相談支援事業】

生活や仕事の困りごとや不安を支援員がお聞きします。どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 就労に向けた支援 【就労準備支援事業】

すぐに就労することが困難な人には、基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

## 住居を確保して就労を支援 【住居確保給付金】

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、ハローワークを利用して就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間（原則3か月）、家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために低廉な家賃の住居へ転居が必要と認められる場合には転居費用の支援を行います。

## 家計の立て直しのための支援 【家計改善支援事業】

失業や借金など根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように家計の「見える化」を支援員と一緒にやり、立て直しのアドバイスを行うことで早期の生活再生を支援します。



## こどもの学習・生活の支援 【こどもの学習・生活支援事業】

生活困窮家庭等の中学生を対象に、学習支援や、進路選択に関するアドバイス、居場所の提供など、こどもと保護者の双方に必要な支援を行います。



## 専門家によるサポート

### 弁護士による法律相談

生活困窮者の抱える離婚問題や多重債務などの専門的な相談についても、支援員が弁護士と連携して支援を行います。

### 社会保険労務士による年金相談等

年金問題や労務問題をはじめとする多様で複合的な課題について、専門的な知識に基づいて相談支援を行います。

## 相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）

### 1 まずは相談窓口へ

窓口にて生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。電話や相談申込フォームからもご相談いただけます。



### 2 あなただけの支援プランを作ります

生活状況と課題を分析し、相談者の方の希望を尊重しながら、目標や支援内容を支援員と一緒に考え、あなただけの支援プランを作ります。



### 3 支援決定・サービス提供

支援プランをもとに、必要な事業やサービスにおつなぎします。状況を相談員が定期的に確認し、場合によってはプランを見直します。



### 4 自立した生活へ

支援の結果、自立に向けた目標を達成すると支援は終了です。その後は、必要に応じて支援員によるフォローアップが行われます。



※自立相談支援事業以外については、一定の要件を満たしている方が対象です。まずお話を聞いた上で、どのような支援が必要かを一緒に考えます。各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関や各種制度にもつなぎます。